

警報が発令されている場合は以下の指示に従ってください。

## 1 和歌山市または海南市に以下の警報が発令されている場合

### I 暴風・大雨・洪水・津波のいずれかに関する警報が発令されている

- ①午前6時の段階で解除されていない時は自宅待機とします。  
午前6時までに解除された時は平常授業とします。
- ②午前7時30分の段階で解除されていない時はさらに自宅待機とします。  
午前7時30分までに解除された時は2限目(9:50～)より授業を開始します。
- ③午前9時の段階で解除されていない時は臨時休業とします。  
午前9時までに解除された時は3限目(11:00～)より授業を開始します。

#### 【午前短縮授業時】

- ①午前6時の段階で解除されていない時は自宅待機とします。  
午前6時までに解除された時は平常授業とします。
- ②午前7時30分の段階で解除されていない時は臨時休業とします。  
午前7時30分までに解除された時は2限目(9:50～)より授業を開始します。

### II その他の警報が発令されている

- \* 平常通り授業を行います。登校の是非は、地域の状況に応じて保護者が判断してください。
- \* 登校を見合わせる場合は、必ずその旨を学校に連絡してください。

## 2 和歌山市および海南市に警報が発令されておらず、居住地域に上記 I または II の警報が発令されている場合

- \* 平常通り授業を行います。
- \* 居住地域に警報が発令されているご家庭は、地域の状況に応じて登校の是非を保護者が判断し、登校を見合わせる場合は、必ずその旨を学校に連絡してください。

## 3 その他

- \* 上記の対応は原則です。なお1の場合、学校からの連絡システム(すぐーる)によって連絡を入れます。連絡の内容に沿って行動してください。
- \* 問い合わせが殺到しますと緊急の連絡に支障が生じます。最小限にとどめるようにご協力ください。
- \* 警報解除後も地域により状況が異なります。登校する場合は、保護者の判断のもと十分に安全を確保するようにしてください。登校できない状況にあるときは、その旨を学校に連絡し、遅れて登校するか自宅学習とします。その判断については保護者に一任します。